記者配布資料

令和4年2月7日

部課名	課長名	班長名	担当者職・氏名	連絡先・県庁内線	
山口県健康福祉部	プカ 老阪	主幹	主査	083-933-3006	
健康増進課	石丸 泰隆	内山 孝志	國富 和美	内線3257	

新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について (第15132~15219例目)

- 1 感染者の概要等
 - (1) 感染者の状況

【 発 生 状 況 】11市2町等で、計88人(下関市発表分62人含め、計150人)

【 **性** 別 】 男性45人、女性43人

【 **陽性確定日の症状** 】中等症Ⅱ1人、軽症73人、無症状14人

【 他 事 例 と の 関 連 】公表済の感染者(本日公表分含む)の接触者等 60人 現時点、公表済の感染者とは関係性の確認ができない者 28人

【感染者の行動歴】確認中

【 今 後 の 検 査 予 定 】管轄の保健所が、接触者等について調査中

【 市町別・年代別内訳 】

市町名/年代	10歳 未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100歳 以上	確認中	合計
宇部市	6	1	3	2	7	3		1	1			_	24
山口市	1	1	5	1		2		2				_	12
萩市		4				2						_	6
防府市			1	2	2	2						_	7
下松市			1		1	1	1					_	4
岩国市				1	1							_	2
光市				1								_	1
長門市		4			1		1					_	6
柳井市		2			1	1		1				_	5
美祢市												_	0
周南市			3	2	2		2					_	9
山陽小野田市	3		1	1		2	1					_	8
周防大島町					1		1					_	2
和木町				1								_	1
上関町												_	0
田布施町												_	0
平生町												_	0
阿武町													0
東京都				1								_	1
確認中	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		0
合計	10	12	14	12	16	13	6	4	1	0	0	0	88

※ 延人数15272人 実人数15251人(再発または再感染者21人を除く)

(本日の下関市発表分(62人)を含む)

(2)山陽小野田市における児童福祉施設クラスターの発生【クラスター126(2/7認定)】

山陽小野田市内の児童福祉施設において児童及び職員による集団感染が発生

属性	累計人数	例 目 等
1次感染	1 1	公表済 1 1
11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	公表済11

【 発 生 状 況 】下関市1人、宇部市3人、山陽小野田市7人

【 性 別 】男性1人、女性10人

【 年 代 】60歳代2人、20歳代4人、10歳代1人、10歳未満4人

【 内 訳 】児童5人、職員6人

[

陽性確定日の症状 】軽症8人、無症状3人

(3) 周防大島町における高齢者施設クラスター関連【クラスター99(1/17認定)】

属性	累計人数	例 目 等
1 次感染	4 6	新規公表 1 公表済 4 5
計	4 6	新規公表 1 公表済 4 5

【 発 生 状 況 】柳井市6人、周防大島町36人(1人)、田布施町2人、平生町2人

【 性 別 】 男性13人(1人)、女性33人

【 年 代 】 90歳代13人、80歳代10人、70歳代1人、60歳代2人、 50歳代8人、40歳代8人(1人)、30歳代3人、20歳代1人

【 内 訳 】入所者23人、職員23人(1人)

【 陽性確定日の症状 】中等症Ⅱ5人、軽症35人、無症状6人(1人)

※ () 内が新規公表分

(4) 萩市における職場クラスター関連【クラスター122(2/1認定)】

属性	累計人数	例 目 等
1 次感染	1 7	新規公表 2 公表済 1 5
計	1 7	新規公表 2 公表済 1 5

【 発 生 状 況 】 萩市14人(2人)、阿武町3人

【 性 別 】 男性4人、女性13人(2人)

【 年 代 】70歳代3人、60歳代5人、50歳代5人(2人)、40歳代2人、 30歳代1人、20歳代1人

【 内 訳 】従業員17人(2人)

【 陽性確定日の症状 】軽症14人、無症状3人(2人)

※ () 内が新規公表分

2 入院等の状況(2月7日14時現在)

入院者数計 (A)		症		A =1			
	重症	中等症		軽症・	宿泊療養 者数等(B)	合 計 (A+B)	
	里炡	П	I	無症状	D 30. 17 (D)		
249	2	41	48	158	2791	3040	

※ 感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のために情報を公表しますが、同条第2項により個人情報に留意する必要があります。つきましては、報道機関各位におかれては、ご留意いただきますようお願いします。